第2回作業部会の概要

日 時:平成23年5月11日(水)午前10時~午後1時35分 開催

開 催 場 所 :議会第1・第2委員会室

- 席 部 員 : 中森弘幸(部会長)、久松倫生(副部会長)、中瀬古初美、山本芳敬、田中祐治 出

山本 節、大平 勇、海住恒幸、中島清晴、中出 実

オブザーバー:田中 力議長、山本登茂治副議長

部 員 外 委 員:植松泰之

1. 作業部会の運営方法について

◆作業部会の基本的な運営方法について、次のとおり決まりました。

(1)開催案内について

開催通知及び資料については、全議員(議会改革特別委員会委員)に配付する。 作業部員への資料配付については事前に配付する。

(2) 公開、傍聴の取り扱いについて

委員会等と同様に部会長の許可により基本的には10人まで傍聴可とする。 傍聴希望者が多数の場合は、部会長判断により対応する。

(3) 会議の記録について

会議録については、調整後、図書室及び情報公開室に備え付ける。 審議の概要については、議会ホームページへ掲載する。

(4)作業部員の欠席について

代理出席はなしとする。

(5) 部員外委員について

委員長の判断により発言できるようにする。

(6) 特別委員会(全体会)との関係について

スケジュールで全体会を位置づける必要があるが、適宜開催していく。

2. スケジュールについて

- ◆まず、9月までに基本理念及び基本方向を検討し、その後は、概略スケジュールとして、議会基 本条例の作業部会案を作成していくとともに、市民の方からの意見を聴きながら、平成24年9 月制定を目途に進めていくことになりました。
- ◆議会基本条例以外の改革検討項目についても、並行して協議していくことになりました。 【主な意見】

- ・基本理念をまず考え、基本方向などの体系図(ツリー)を作成し、それをもとにして条例をつ くっていくべきである。
- ・当日の資料配付では議論が進まない。資料の事前配布をするべきである。
- ・会津若松市等他市を参考にして考えていけばどうか。他市の情報収集も重要である。
- ・議会基本条例以外の改革検討項目についても、市民の方に示していく必要がある。

3. 議会基本条例の基本骨子について

▶9月までに基本理念及び基本方向を検討することになりました。

【主な意見】

- ・松阪市議会として、どのような議会を目指していくのかという方向性を共通の認識としていく 必要がある。
- ・まず、基本理念及び基本方向を示す体系図(ツリー)をつくっていく必要がある。 ・先進市である会津若松市議会における議会制度改革の体系を参考に基本理念及び基本方向を検
- 討していけばどうか。
- ・体系図(ツリー)をつくることが、条例の章立てに繋がっていく。
- ・いろいろな意見を出し合って集約していくブレインストーミング法により検討するべきではな いのか。
- ・条例の基本骨子については、時間をかけて検討するべきである。

4. 先進市視察について

◆5月23日(月)に伊賀市及び四日市市へ出向き、議会基本条例制定への取り組みについて、視 察調査を行うことになりました。

5. 先進市の議会基本条例について

◆伊賀市及び四日市市の議会基本条例について、特徴的な主な項目の説明を行いました。

6. 研修会について

◆研修会については、引き続き検討していくことになりました。

7. 次回開催日程について

理念及び基本方向などについて議論することになりました。

◆第3回作業部会は、平成23年6月6日(月)に開催(予定)することになりました。

8. その他

◆第3回作業部会は、視察調査を行った伊賀市及び四日市市の議会基本条例について、また、基本